

# 旅行・宿泊・食事クーポン及び各種チケット等販売契約書

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、甲が運営する中小企業従業員共済事業の会員とその家族（以下「会員」という。）に対する旅行・宿泊・食事クーポン及び各種チケット等の販売に関し、次のとおり契約を締結する。

## （趣旨）

- 第1条 会員の福利厚生の上昇を図るため、会員が乙の取り扱う国内、海外旅行・宿泊・食事クーポン、各種チケット等（以下「旅行等」という。）を利用する場合、乙は旅行等の代金を割引いて販売するものとする。
- 2 乙は、会員の利用について、一般の利用者と区別することなく誠意を持って懇切かつ明朗なサービスに努めなければならない。

## （対象商品及び割引率等）

第2条 乙が割引く旅行等及び割引率（額）は、別表1のとおりとする。

## （販売及び利用券等）

- 第3条 乙は甲の会員証を提示した会員に旅行等を販売する場合、料金から第2条の割引額を差し引いた料金で販売するものとする。
- ただし、割引額を超えて割引する商品を販売する場合は、その割引額を適用する。
- なお、料金にはオプションツアー料金等別途支払いを要する費用は、含まないものとする。
- 2 乙は甲が発行するファミリーパック「旅行・宿泊・食事クーポン、各種チケット等」利用券（様式第1号）（以下「利用券」という。）を提出した会員に旅行等を販売する場合、料金から乙の割引額を差し引いた後に、利用券に記載の金額を差し引いた料金で販売するものとする。
- ただし、利用券の使用は、1旅行等について1人1枚に限るものとし、乗車券・回数券・定期券等の購入についての使用はできないものとする。
- また旅行等の料金が利用券の金額に満たない場合は使用できないものとする。

## （取扱支店等）

- 第4条 本契約に基づく旅行等を取り扱う乙の支店等は、別表2のとおりとする。
- 2 乙は本契約の内容について、乙の社員や従業員等関係者に周知徹底を図るものとする。

## （精算）

- 第5条 乙は、第3条第2項に定める利用券を添えて、会員の旅行等が終了した日を含む月の翌月10日までに一括して甲に請求し、甲は速やかにその金額を乙に支払うものとする。
- 2 乙は甲に対して、第2条及び第3条に定める乙の割引額や利用券の取扱いにかかる事務費等本契約に基づく事務に必要な手数料は請求できないものとする。
- 3 甲は乙の請求に関し、必要に応じて関係書類の提出を求め、又は検査をすることができるものとする。
- 4 乙が偽りその他不正な手段により利用券による支払いを受けたときは、その全部又は一部を甲に返還するものとする。

(会員への周知)

第6条 甲は、本契約の内容を会員に周知し、又、乙は会員に対し甲と協議のうえ旅行等の企画を紹介するなど甲、乙協力して利用促進に努めるものとする。

(免責・損害)

第7条 会員が利用券を使用する場合、乙は利用券が正当なものであることを確認するとともに不正使用の防止に努めるなど、厳重な管理のもとに、利用券を取り扱うものとする。

2 乙が前項の義務を果たさなかった場合、甲は第5条第1項に定める金額を乙に支払う責任を免れるものとする。

ただし、乙の厳重管理にもかかわらず、会員による不正使用が行なわれるなど乙が損害を蒙ることとなった場合には、甲乙協議のうえ支払額を決定するものとする。

3 会員が本契約にもとづき旅行等をした場合において、会員に生じた一切の損害についてはすべて乙と会員との間で解決するものとする。

ただし、不正使用によるトラブル等については、甲を交えて解決を図るものとする。

(契約期間)

第8条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

ただし、前項の期間満了の日の2ヶ月前までに甲乙いずれからも意思表示がないときは、本契約は更に1年間引き続き効力を有するものとし、以後も同様とする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第9条 乙は「個人情報の保護に関する法律」に基づき個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当っては、個人の利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、本契約にもとづく旅行等から知り得た会員情報等を、当該旅行等以外に使用したり、あるいは他人に漏らしてはならない。また、旅行等の終了後も同様とする。

(契約の解除・暴力団等の排除)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは本契約の期間中であっても、これを解除することができる。

(1) 乙が本契約の義務を履行しないとき。

(2) 甲が本契約の存続を不相当と認めたとき。

2 甲は前項により本契約を解除した場合は、すでに利用し終えた旅行等に対応するもので甲がやむをえないと認めた場合に限り利用券に見合う金額を乙に支払うものとする。

3 乙は本契約の解除に際して前項に定めるもののほかは、甲に対し損害賠償の請求をすることができないものとする。

4 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、「暴力団等」という）ではないこと。

(2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。

(3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。

(4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

5 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む）が

次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。

- (1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
- (2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

(疑義の解釈)

第11条 本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の締結を証するため契約書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各々その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県神戸市中央区下山手通6丁目3-28  
公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会  
理事長 印

乙

別表1 (第2条関係)

割引販売対象商品

区分	商品名	割引率 (額：100円未満切捨て)

別表2 (第4条関係)

支店・案内所			